

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三十二第

行發日一月七年五十五大

論叢

効用、價值及び價格

九州帝國大學
教授 文學博士

高田 保馬

資本利子税と地方附加税

教授 法學博士

神戸 正雄

スウェヱコ・共和国の土地制度改革

教授 法學博士

河田 嗣郎

一九二二年のロシア勞働法

教授 法學士

末川 博

我國財政の季節的變動

助教授 法學士

汐見 三郎

講演

我國の國際貸借と金解禁問題

法學士

井上準之助

說苑

誤れる植民政策の畸形兒・琉球

教授 法學博士

山本美越 乃

足袋の製造工程

法學士

木多 芳郎

雜錄

貧富調節論

教授 經濟學博士

木庄榮治 郎

天台宗團の財政

經濟學士

中川與之助

經濟學會大會記事

法令

清涼飲料税法・織物消費税法中改正・地方税に關する法律・健康保險特別會計法・農業者庫法中改正・輸出生絲検査法・郵便年金法・製鐵業獎勵法

資本利子税と地方附加税

神戸 正雄

緒言(本論の目的)

第一段 資本利子税必要説と其批評 (一)配分原則又は租税公正上よりの理由(A)能力原則より説明するもの(イ)其説(ロ)其批評(B)利益原則より説明するもの(イ)其説(ク)其批評(C)兩原則并用より出發し而も資本利子税を能力原則より説明するもの(イ)其説(ル)其批評(二)財政收入又は財政々策上よりの理由(A)其直接關係よりの説明(イ)其説(ロ)其批評(B)間接關係よりの説明(イ)其説(ル)其批評(三)經濟政策又は地方繁榮上よりの理由(A)其説(B)批評(四)社會政策上よりの理由(A)其説(B)批評

第二段 資本利子税無要説と其批評 (一)租税公正上よりの理由(A)其説(B)批評(二)經濟政策上よりの理由(A)其説(B)批評(三)社會政策上よりの理由(A)其説(B)批評(四)財政收入上よりの理由(A)其説(B)批評(五)課税技術上よりの理由(A)其説(B)批評(六)地方行政上よりの理由(A)其説(B)批評

第三段 折衷説と其批評 (一)折衷策(A)半額度賦課法(B)國稅收入の一部交付法(二)其批評

結論(全文の要旨)

我國では最近に税制改革が行はれて、從來の國稅基本税たる所得稅地租營業稅(營業收益稅に

改名され並に改造された)の外に、資本金子税といふ新税を加へた。然るに地方税に於ては所得税地租營業税に於ける附加税は不相變認めることになつたにも拘らず、此新しき資本金子税には之を許さぬことにした。他方、家屋税は國税としては設けられなかつたけれども、地方特別税として之を認められた。斯くして地方税は府縣では所得税附加税、市町村では戸數割といふ人税の傍に、物税として地租營業税(詳しくいへば鑛業税、砂鑛區税、取引所營業税)の附加税と、特別地税、家屋税、營業税、雜種税(の一部は物税だが、他部は物税でなく、單なる補助的の税と見た方がよい)といふ四の特別税とを備ふることとなつたけれども、資本金子税の附加税を備へないこととなつた。此に於てか或意味にて地方附加税としての物足らなさを感せしめなくてはならぬ。收益税體系として不備を感せしめなくてはならない。何んだか齒の抜けたやうな感知をいだかせる。此は果して一の缺陷であり、纏がて改正補充さるべき運命を有つものなのか、其れども缺陷ではなく、當然の處置であり、初めより之を備ふるに及ばず又備ふるを不當としたのであるか。此點を明かにすることは、地方税を明かにするに於て重要だから、敢て茲に之を試みて見やうと思ふ。

第一段 資本金子税必要説と其批評

先づ之を實例に徴するに、地方税中に資本利子税を備ふる例は少しとしないのであるが(註一)、其は恐らくは次の理由の何れかに依り又は其の凡べてに依るのである。今此等を擧げて批評しやう。

(註一) シユワルトツに依ると、大體、南獨の地方に此が行はれ、而かも強さは他の三收益税、地租家屋税營業税に比して半分だけのものだといふ。ビルンパウムに依るとヘッセン、バーデンに資本税あり、エルザスロートリンゲン、バイエルン、ヴュルテンベルヒに資本利子税あり、アンハルトに國の資本利子税よりの一定交付金があつた。此等の記述は多少古いけれども、少くとも其の行はれた事のあるだけは、之により斷言し得る。尙ほ普魯西にては後にいふやうに、地方に此税を缺いたが、シユワルトツに依ると、此國にても、一八八三年に時の大藏大臣シヨルツが、國税中に資本利子税を入れやうとした。若も當時此が行はれて居たならば、一八九三年の改革にて國の收益税が地方に移さるゝ時に資本利子税をも伴ふて移すことになつたであらうといふ事だ。

(一) 配分原則又は租税公正上よりの理由

(A) 能力原則より説明するもの——(い)配分原則からしての此税の説明には三通りある。其一は全く能力原則からして之を認むるものである。即ち先以て地方税にても國税同様能力によりて税を配分すべしと爲し、往々にして唱へらるゝ、利益原則に依るの配分、又は利益原則の加味を認めざるの前提からして(註二)、地方税を組立てるにつき人税たる所得税又は戸數制の如きものにて、人的元素よりして生ずる所得も物的元素よりして生ずる所得も凡べて一様に捕捉したる上に、物税

1) Schwarz, Das Gemeindeabgabewesen Deutschlands. S. 31. 32. Birnbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland. S. 89-91. 134-5. 147-9. 193-5. 226-8. 262-5.

又は収益税を以て其の足らざる所を補足するといふに就き、土地家屋營業の三の物的元素より出づるもの、外に、資本より出づるものをも捕捉しなくてはならぬ。即ち財産的所得重課の一方方法として地方税中にも資本利子税なかるべからずといふのである(註三)。(ろ)此説は地方税の配分原則についての前記の前提の正當なる限り、正當なるを失はぬけれども、夫の前提に疑があり、地方税の分配上には或度まで利益原則加味を適當とすること、吾人の立場の如くであると、此説明は妥當でないといふことになる。

(註二) 例之、ビルンバウムは、利益原則は地方税にて特別原則とせらるべからず又は主として特別の原則とせらるべからず。其正當及存在は唯だ手数料、分擔金に見出す。——能力原則が地方税制度にても特に標準となつて、利益原則は地方税制度の標準とするを得ずといふ。²⁾

(註三) (1) 積極的に此税を能力より理出づけるもの——例之、ビルンバウムは、資本利子税は單に安全なる有基的所得に、多少不安なる勤勞所得よりも重課するの考から理由附けらるべきものだといひ、シュワルツも、地方税體系中に資本利子税を採用することは、能力の考に合致すと爲し、ベツカーも、地方税にて資本所有を特別課税することについては、主としては唯だ、資本財産又は資本利子が所有者を特に給付能力あるものとするこの理由のみが止まると爲し、ビルンスキーも、能力の單一なる正當なる原則に依ることとなれば、地方團體中の各の自然人及法人が不動産所有たるを否とに拘らず課税さるべきことは明かだといふ(不動産でなく、動的資本をもつも課すべし)。

(2) 消極的に資本利子税の缺けることを能力見地から不當とするもの——例之、マイヤーは、地方團體が租税力の有らゆる利用に指示された今日の變化した事情に於て、資本の免税は最早辯護せられずと愼し、ワグナーも、土地家屋の所有者及營業

2) Birnbaum, a. a. O. S. 8. 10.

3) Birnbaum, Die selbständigen Gemeindesteuersysteme in Deutschland. S. 81. Schwarz, a. a. O. S. 31. Becker, Kommunalbesteuerung im Grossherzogtum Hessen. (Gemeindefinanzen, Bd. I.) S. 18. Bilinski, Die Gemeindebesteuerung und deren Reform. S. 249.

者を地方税にて二重に(収益税と所得税附加税とで)課税しつつ、資本家利殖者を一度のみ所得附加税にて課するのを一の缺陷とし、之を以て動的の私有資本の利益に於ける一の缺陷として居る。

(B) 利益原則より説明するもの——(い)此は利益原則の地方税に於ける適用を前提として、資本利子取得者も、其住居する地方團體を、其が彼に特に有利なる施設を供すべしとて選み、之よりして其利益を受くる以上、此税を拂ふを相當とするといふのである(註四)。(ろ)併し此の如き彼れ資本利子取得者が住居團體から受くるの利益は、土地家屋營業の持主が之よりして受くる利益の如くに特別なるものではなく、此等の土地家屋營業の持主ども、更には勤勞者ども均等に住居上に受くる一般的の利益だからして、所得税戸數割の如き人税を負ふの外に、特に利子税を負はなくしてはならぬといふ理由を生じない(註五)。

(註四) ベッカーは之につき其特別利益の何であるかを明指して居る。即ち彼は、資本家が其移轉(住居の)自由に於て、經濟上親戚上及其他類似の考から妨げられないだけでは、其住處を、彼に外形上の愉快を興ふる處、彼及其家族に生活及教育上の需要を相當に供する處、彼の多少發達したる文化要求によりて缺く能はずと信ずる凡べての設備に出會ふ處の地方團體に選ぶこととなるであらうといふ。即ち選ばれた所から特別の利益が得らるゝと見て可といふのだ。ビルンバウムはベッカーほどに明かに説明して居らぬ。が其に依ると、物税にては、収益の生ずる地方團體が地方税を課する權利があり、特に其物體の存する團體が之が爲め特段なる費用を費したといふことから然ることになるが、此論は地方團體が資本利子税を課すべきやには當らぬ。貸出された資本によりては、或地方團體に殆んど何等特別なる費用が生じない(土地や家屋などの場合の如くに)、むしろ資本家が其住居する地方團體の施設を利用し、此等によりて利用を受くる。其理由から、住居又は滞在

4) Mayer, Direkten Gemeindensteuern in den grösseren badischen Städten. S. 69. Wagner, Finanzielle Mitbeteiligung der Gemeinden. S. 46. Schriften d. G. f. S. R., Kommunale Steuerfragen. S. 32.

地方團體が資本に地方税を課するの權利あることになると一應説明するのである。⁵⁾

ピリンスキーは、給付及反對給付の原則を前提としても、不動産のみの課税によりては、諸の非不動産所有者によりて少數の所有者を強奪することゝならなくてはならぬといふて、利益原則から資本利子税の缺くことを間接に難じて居る。⁶⁾

(註五) ピルンバウムは、此資本税には利益原則の辯護理由は當らぬ。資本所有者が其他の人民よりも、地方設備から一層多くの利益を得るのでないからといふ。⁷⁾

(C) 兩原則並用より出發し而かも資本利子税を能力原則より説明するもの——(い)茲に一つ特段なる立場に立つは、地方税にて能力利益兩原則を認め、地租家屋税營業税を利益原則に依るの課税とし、此と相並んで能力原則に依るの地方税として、資本利子税を課するを至當といふものである。尤も此見地からすれば地方に所得稅的のものを置かず、そして資本利子税のみでなく、勤勞收益税をも備へ、此終の二税にて一般所得稅の地方税體系にて爲すべき役目を果たさせやうといふのである。つまり、收益税のみにて地方税の基本を作らうといふのである(註六)。ろ)成程此は一の方法ではある。地租家屋税營業税にて利益原則を加味して能力原則に應せしめ、資本利子税勤勞收益税にては専ら能力原則に依らしめやうといふので、一應筋は立つ。併し此等の收益税ばかりで税を仕組むときに、そして別に人税を缺くときに、能力原則に依るに於て缺くことを得ない所の累進税や、免税點や、人的宥恕などの如きもの、適用が不完全とならざるを得ぬ。所謂専ら能力原則に依るといふ其の資本利子税勤勞收益税にて此事が不完全にしか行はれぬといふのは殘

5) Becker, a. a. O. S. 17-8. Birnbaum, Gemeindlichen Steuersysteme. S. 193-4. 6) Bilinski, a. a. O. S. 249.

7) Birnbaum, Selbständigen, Gemeindesteuersysteme. S. 81.

念である。だから此方法に依らず、むしろ地方には人税をも物税をも併置した方が一層選むべしといふことになる。然るときは其物税では利益原則を加味して土地家屋營業税を備へ、資本利子税は除くことにしたが良いといふことになる。

(註六) エーベルヒは、土地家屋營業税によりて給付及反對給付の原則が保證さるゝときに、他の税が主として給付能力原則に相當することを要する。斯くて地方は資本利子税及労働收益税の附加税を避けることを得ない、或は收益税なき處には一般所得税を課することを避けることを得ぬといふて居る。⁸⁾

(二) 財政收入又は財政々策上よりの理由

(A) 其直接關係よりの説明——次に財政收入上には(一)此資本利子税を設くるごときに之により明かに又直接に或收入を擧ぐるごことが出來て、其が地方財政上に有利となるごことが出來る(註七)。而かも其が經濟の發達と共に、益々増加するの傾を有つに於て一層、此税が地方財政上有利であり、此税を有たぬごときには此等の利益を失はなくてはならない(註八)といはれる。(ろ)如何にも此等は其の通りである。併し或地方に此税ある爲めにそして此が他地方のよりも一層高率なるごときには、一層資本家が其住居(又は源泉課税のごときには其利子支拂場處)を他に移すごこともなつて、其收入が思つたほど多いごことの出來ぬといふごこともある。其は當に現在居る資本家が他へ移るばかりでなく、新に此の如き者の來住をも妨ぐるごといふごこともあつて、愈々之を助長する(註九)。そ

8) Eheberg, Fw. 18 & 19. Aufl. S. 691-2.

して其が資本税といふ部分税の場合に、財産税といふ一般税であつた場合よりも一層此資本驅逐の結果を生ずることが大い(註一〇)。尤も進んで考ふると、夫の資本的要素が多少の税が掛けられたからといふて、必ずしも直ちに退居すると限らず、實際、人が或地方を住居として選んだときに、其には感情が働き、親戚關係にも動かされ、教育娛樂社交關係などもあつて、僅小なる税の相違のみで動くのではない。又他所から來住するのにも同じく色々の動機に支配せられる。税の相違のみにて之を妨げられるものでない。特に利殖者階級は、特定の専門の一團といふのではなく、勤勞者、地主家主などの他の元素の持主も同時に此階級に屬し得るのだから、此等のものに至つては、資本利子税によりてはそんなに驅逐されない。即ち資本課税が一部の資本家を失ふこととなるのは認めなければならぬが、其全部を失ふことにはならず、隨ふて之によりて何程かの相當收入を擧げることが出來やう。

(註七) ヲグナーが、資本利子税ではないが、之をも含むべき財産税の附加税について此收入上の利益を擧げて居るのは、⁹⁾がて此資本利子税にも推すことを得る。

(註八) シュツルツは、普魯西とザクセンとの地方團體が、資本利子税を缺く爲めに、大なる斷へず増進する収入源を缺くもの¹⁰⁾だといふ。

(註九) ビルンバウムは、資本利子税が完成を要求する所の收益税體系中には存すべきものだが、高き地方税需要のある場合に、其の高い地方税を苦痛とする自由に可動的な資本利殖者が此地方團體を見棄てることとなり、且つ新しき資本利殖者が

9) Wagner, Finanzielle Mitbeteiligung. S. 47.

10) Schwarz, a. a. O. S. 32.

此の如き高き地方税ある地方團體に移住して来ないであらうといふ危険があると爲し、ホルトは、不動産及營業以外の所得は義務者が其住所を他の地方團體に移すことによりて地方團體に課税物體としては失はるゝことゝなるといひ、マイヤーも、資本の高い負擔によりて富有なる元素の來住が妨げられ、又は其往住が生じ得る。其は吾人の利殖者及外人都市の多數のものには特に重要なことだといひ、ロツツも、一部自由に住居を選定し得る所の利殖者の市課には、一層租税力強き元素の住居によりてのみ軽減され得る所の左なくとも高い地方税を有つ地方に高き利子税負擔の心配が其資本家の來住を妨げるといふ困難が對立すといふ。¹¹⁾

(註一〇) ヲゲナーは、地方に於ける財産税附加税につき、此を設けたとして、其が資本を其地方團體から追出すといふ心配は誇張だといふて居る。¹²⁾ 成程財産税では大したことはなからうが、資本金子税だと、其特別負擔が一層痛切に感ぜられて、之を避けんとするの運動が多く行はれることゝなり得る。

(B) 間接關係よりの説明——(イ) 資本金子税の出来るときに、其収入だけ地方財政が樂になつて、他の税、例之、所得税、地租家屋税等の負擔の過高なるを緩和することの出来るといふことがあ
る(註一一)。そして、(ロ) 此は事情によつては非常に大切なることであるけれども、若も前記の資本移
動關係が大に働くときには、此効果は大して現はれないことになるかも知れない。

(註一一) 普魯西にてストルツツが、此地方所得税の過高を緩和する爲めに財産税の附加税を勧めたが、其は推して資本金子
税とすることも出来る(尤も此二のもの多少效果の異なるものはある)。又ヴェルテンベルヒに於ける利子税の一理由は實に、
其土地及家屋所有者の過大負擔を緩和することにあつたといふことである。¹³⁾

(三) 經濟政策又は地方繁榮策上よりの理由——(A) 前記の諸理由と相並んで、時として其等よりも

11) Birnbaum, Gemeindlichen Steuersysteme. S. 195. Derselbe, Selbständigen Gemeindesteuersysteme. S. 80. Boldt, Interesse als Grundlage der Gemeindebesteuerung. (Gemeindefinanzen, II Bd. I. Teil) S. 91. Mayer, a. a. O. S. 44, Lotz, Fw. 371.

12) Wagner, Finanzielle Mitbeteiligung. S. 47.

一層重きを成す此税の理由は、此地方繁榮策上よりの其である。即ち地方の繁榮といふ上からいふと、資本利殖者の來住の多いといふ事よりは、事業設備の澤山に來るといふ事の方が一層望ましい。商工業、特に大な工場が出來るといふことは其地方の狀況を變化させるのに大な力をもつ。然るに其を招致するには、其地が水陸交通の利便を有つこと、原料助成材料、勞力を得るに便利であること、市場又は需要地に近接すること、いふやうな色々の條件の備はることが必要だが、尙別に其を營むに就ての營業税、並に其設備に必要な土地建物等の負擔の低いことも必要である。他の條件が非常に良いならば、此負擔の重きにも拘らず此處を選むといふ事もあつるが、他の條件が左して大な相違がないとすれば、此等の負擔の比較的低いといふことは夫の事業を招致するの力となる(註一三)。其には全體上、其の地方財政を緊縮することが先以て必要だが、斯くしても避くることを得ざる費用を充たすべき租税の種類を按配するに就きて、出來るだけ土地家屋營業の負擔を輕からしむることに意を用ゐるのが得策だといふことになる。そして此が間接の方法として、むしろ此等の元素と對立する資本收得者の課税を起し、少くとも之が免税を避け、假令重からずとも之に相當の負擔を爲さしむるのが適當といふことになる。(B)併し反面からいふと、此資本的元素に負擔を課した所で、之を其から借る所の事業家に轉嫁すること、なり得る。隨ふて之により事業の負擔を輕減して之を招致するといふのは皮相であり、直接に事業

にかけられたと同事になつて、事業招致には無力だともいはれ得る。併し又進んで考ふると、其事業家に貸す所の資本家は必ずしも同地方團體のものとは限らない。土地や家屋は甲地のもを乙地に移すことは出来ぬ又は出来難いけれども、資本は何處からでも得られる。必ずしも其地方内のものゝみを利用するに及ばぬ。随ふて資本に課せらるゝ負擔は之を事業に轉嫁せしめないといふ事も出来得る。或は又資本家に税をかけるときに、そして其が他地方よりも重かつたときに、彼等が其地方を離れて他地方に出で往き又は同種の者が他地方から來なくなつて(註一三)、之からして収入を多く擧げ、そして土地家屋營業の負擔を軽くしやうといふ目的を達せぬことゝなるやうにも見ゆるが、此種資本家が其住處を選擇については税のみを考へず、他の色々の事を斟酌すること前に(二)(A)の(ろ)にて説く通りだから、爲めにそんなに多く彼等を驅逐することはならず、彼等から相當の税収入を擧げることが出来、随つて又、土地家屋營業の負擔を軽くし以て事業を此地方に招致することゝなり得る。だから此理由は實は地方の資本課税の理由としては、前の財政収入上のご相並んで重きを成すべきものである。

(註一二) ホルトは、一層大な營業が往々にして特段なる困難なしに及利益を以て、他の地方團體内に移され得る。此の如き有利な移轉といふことが次の場合に行はれ得る。其舊來の建物が近代的要求に適はざる工場であり而かも其が價値(市價)の高い土地に立つて居るのに、近隣の地方團體に於て一層安き土地が、工場新設の爲め一層良き交通聯絡と水運聯絡とを以て利用し得る場合に於て然りといふて居るが、此事は土地等への租税についてもいふことを得る。

(四) 社會政策上よりの理由——(A) 資本利子税のある爲めに假令全くではないにせよ、或度まで有閑利殖者の來住を妨げ、其往住を助くること、隨ふて或地方團體に此種の人々の住居することの多少とも少いといふことは、此種の人々の豪奢なる生活振りが、何程か下層社會の反感を刺戟することの少きをを得ることにもなる。此も一の利益といへば利益だ。(B) 尤も此は大した重き理由ではなく、全く附帶的の理由である。又あまり此藥が利き過ぎて、利殖者階級が或地方を殆んど全く見棄てるほどになつても、其は他の見地からして困つたことである。

第二段 資本利子税無要説と其批評

資本利子税を地方にて課せぬといふ事は實例も乏しとせず(註一四)、現に我新しき税制の探つた所であるが、其理由は次の如きものであると思はるゝ。之を擧げて批評しやう。

(註一四) 從來、昔、ザクセンに之を缺いたことは人の良く知ることだが、新しくは一九二〇年以來も、昔にて之を有たぬ。

其地方直接税は、不動産と營業とに課せられ、從來の所得税の附加税も止められたほどだ。尤も之に代りて、財政調和法によりて、地方團體は、帝國所得税及法人税收入の一部の配當を受くる。舊埃領伊太利新領域にても、地租營業税所得税あれども資本利子税なし。¹⁵⁾

(一) 租税公正上よりの理由——(A) 地方に於て資本利子税を採るまいといふのは、地方税にて能力原

15) Schwarz, a. a. O. S. 32. Moll. Die Preussischen Kommunalabgabengesetze. S. 11-2. 47. Asch, Gemeindefinanzen und-steuern in Preussen. S. 18. Mair, Die Reform der Gemeindesteuern.

則の上に利益原則を加味して之を配分すべしとの前提を認め(註一五)、そして此にて地方費の性質を考へ、純能力原則に依る所の人税として所得税附加税や戸數割の如きものが無くてはならぬが、他方には利益原則を加味して能力原則に依る所の物税を備へなくてはならぬといふことから出發するのである。此見地からして収益税中、地租家屋税營業税が是非なくてはならぬ。此三税の課税物體は何れも地方施設又は其發展から特別の利益を受けるの故に此等のものに特別の負擔を負はしめて然るべき譯であるけれども(註一六)、資本利子税の物件たる資本は其持主の所在地方といふものから特別の利益を受けるといふほどのものを有たない。其持主が其地方の利益に與るには相違ないが、其は凡べての地方民、其は地主や家主や營業者にして其地方に在住するものと共通に均等に受くるものに過ぎない。其は彼が此等の者と同等に純人的關係にて能力原則に應じて人税たる所得税などにて負擔すべきもの又負擔して居るもので、此上に特別負擔を爲すには及ばない。即ち地方税としては資本主は地主、家主、營業者よりも負擔を軽くせられて然るべく、むしろ資本利子税を缺く方が適當だといふことになる(註一七)。(B)此見解は私の持論であり、私は此見地よりして此税を地方に缺くことを至當と説明しつゝある。私は此點に地方資本不課税辯護の重點を見出すものである。地方税配分に於ける利益原則加味を承認して此結論を肯定するものである。

(註一五) 此點は諸多の學者の認むる所である。例之、フリードベルヒ、ケツペ、ツシンスキー、バステープル等の如し。そしてロツシアは、地方團體が田舎なるときに此利益原則の發現が著しと爲し、ワグナー、チスカは、地方團體が小なるときに著しと爲す。更らにホルグトは、此原則が課税の内部の正當を説明しないけれども、一定税種の選擇を辯護せしめるといふて居る。¹⁶⁾

獨り、フィステンダは、此利益原則の發現を地方税にも認めるけれども、其は地方に特有な事柄としてではなく、國にも共通だといふ意味にてだといふて居る。¹⁷⁾

(註一六) 此點は諸多の學者の説く所であつて、例は際限もなくある。若干の例を挙げば、カウフマン、シエフレ、ロツシア、ケツペ、ホルトの如し。尙ほ特に不動産については、フリードベルヒ、チスカ、バステープル等にも出づ。¹⁸⁾それから普の一八九三年の租税改革に於ける地租家屋税營業税の地方委譲も、此關係に出づ。¹⁹⁾

(註一七) ロツツは、明かに、不動産所有者及營業者の地方的重課に導くべき給付及反對給付の原則の觀察點からしては、資本利子收得者を地方税にて重課することが辯護せしめないといふ。²⁰⁾

(二) 經濟政策上よりの理由——(A) 或地方にて利子税がなく、そして他地方に此がありとするとき、少くとも住居の選定につき比較的最も自由の立場にある利殖者の來住を促がし、往住を妨げ(註一八)、其れ自體が其利子税を有たぬ地方團體の繁榮を助けることになるばかりでなく、隨ふては彼等の土地家屋に對する需要の増加ともなり、土地家屋所有者の收益並に財産價値の増加ともなり、營業者の少くとも一部のものは其販路を擴大して其收益を増加し、隨ふて發展を爲し得る。此等が又其地方の繁榮を進めることとなる。斯くして假令、資本利子税はなくとも、資本金

- 16) Friedberg, Besteuerung der Gemeinden. S. 10. Köppe, Fw. S. 137. Tuschinski, Fw. S. 205. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 391. Roscher, Fw. 5 Aufl. II. S. 442. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 439-440. Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 358. Borcht, Fw. 5 Aufl. II-I. S. 7.
- 17) Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 10.

の納むる人税所得税の収入や、其の擔ふ所の消費税交通税の収入や、地主家主營業者の收益増加に伴ふ其の負擔する租税収入やの増加によりて、優に利子税収入の缺を補ひ、或は此税ある場合に比して他の税、特に土地家屋營業の負擔を高からしめることならず、或はむしろ其をして一層低くて済ましむることゝもなり得る(註一九)。然るときは事業の負擔の輕易といふことからして事業を招致することも出來て地方繁榮を助けることとなる。固より此終の負擔關係が果して資本利子税なきときに一層有利となるやには疑があり、之を確保することは出來ないけれども、更らに利子税なきの結果、資本が常に資本家の人に伴ふてのみならず、人を離れ、物的にも此無税地へ集まらしむることゝなつて、此税ある處よりも自ら地方的に金利を低からしめ、其地方の産業を資けるといふこともあり得る。(B)斯くて一應は、資本利子税を缺く方が、一層地方繁榮上有利ともいへるが、併し此點に關しては前段にいふ通り、反對説も立ち得るのであり、絶對に強主張はし兼ねる。此税を缺く理由として附隨的地位を占めるのみであり、此が理由としてはむしろ第一理由に重點を置かなくてはならぬ。

(註一八) 前註九参照。

(註一九) ホルトは、特に中小地方團體で若干の富有者の住居が其團體の地方財政に大動搖及附加税の大引上を生じ得るといふて居る。²³⁾

- 18) Kaufmann, Kommunal финанzen. II. S. 118. Schäffle, Steuern. B. T. S. 91-2. Roscher, a. a. O. S. 441. Köppe, a. a. O. S. 137. Boldt, a. a. O. S. 90. Friedberg, a. a. O. S. 86-7. Tyszka. a. a. O. S. 359. Bastal le. I. c. p. 397.
- 19) Wagner, Fw. IV. S. 79-80. Seligman, Essays in taxation. 8 ed. p. 478.

(三) 社會政策上よりの理由——(A) 資本利子税といへば富者のみの負擔のやうにも見ゆるが、其は物的に源泉課税さるゝだけにては貧民階級勞働者階級の偶々有つ所の小額の資本の利子にも課せらるゝことゝなるべきものであり(註二〇)、此點から見て、社會政策上、此税なき方が望ましく、其を課する位ならば、其れだけを一般所得税から餘計取つた方が良いといひ得る。其れから前項に述べた如く、此資本利子税なきことの爲めに資本利殖者の來住するものゝ多いことが、必ずしも其生活振りによりて無産者の反感を刺戟することも限らず、彼等の好意協力によりて其地方の社會事業の發展することゝもなつて、社會政策上望まじき結果を齎らすことゝもなり得る。(B) 此點も或度までは認められるけれども、反對の力もあるからして、全體上、必ずしも此税なきことを良しとも斷言は出來ない。唯だ一の參考材料となり得るに止まる。

(註二〇) マイヤーは、租税義務ある資本所有者の中に、能力の乏しき元素、小なる利殖者、寡婦などの存することを注意すべしといふて居る。²²⁾

(四) 財政收入上よりの理由——(A) 次ぎには前にも一言した如く、或地方に資本利子税のないときに、其處に資本家利殖者を來住せしめることゝなり、隨ふては彼等の負ふ所の人税(所得税や戸數割)や、地方消費税交通税の收入が生じ、別に其間接の結果としての地主家主營業主の收益増加に伴ふ租税の増加もあつて、優に利子税收入の缺を補ふて餘あることゝもなり得る。(B) 此點も

20) Lotz, a. a. O. S. 371.

21) Boldt, a. a. O. S. 91.

或度までは本當である。特に小さな地方團體では著しく此が認めらるゝ。けれども此も夫の税ある場合となき場合との比較が六つかしく、到底強い理由とはなり難い。参考理由たるに止まる。

(五) 課税技術上よりの理由——(A) 假りに資本金子税に附加税を課することとして、所得税の我國に於ける先例に依るも、人的直接課税のものゝみを課することゝならうが(註二)、然るときは源泉課税の分を逃がすといふ不公平を生じ、加之、其課せらるゝ所の直接課税の分に至つては遁脱が多きことを免れず。其は一部は隠匿されることゝなり、他部は他の附加税なき地方へ移さるゝことゝもなり、そして其の之を他地方に移すにつきては、資本家が其他地方に移住することに依る(註二)のみならず、資本の名義上の持主を他地方人に換るといふこともが行はれ得る。そして其の他地方に移るものは、國稅收入の立場からしては困らぬけれども、隠匿に依るものは、此地方附加税あるが爲めに之を一層助長するといふ國稅の立場からの苦情もある。(B) 右は技術上避くべからざること、資本金子附加税反對の一理由となる。

(註二) 地方の所得税附加税にては第二種所得を除いて居る。其は源泉課税の場合は、其地方人の分を他地方人の分と分別し難いから來て居る。

(註三) 前出註九參照。

(六) 地方行政上よりの理由——(A) 地方に資本金子税の附加税を許すときに、富市と貧市との懸隔を

大ならしめ、富市は益々其の豊なる財源を以て、設備を改良し、益々人の來住を進め、貧市は之と反對に益々衰微すること、なるの恐がある(註二三)。其は地方の發達を不均衡ならしむるもので、全體の行政上穩當ならずとするものがある。(B)併し此事は或度まで已むを得ざる事であり、又利子税附加税を有たぬ地方が人の來住を引着けるといふこともあるから、左まで此に重きを置くに及ばぬ。假りに右の結果となつたとしても、貧市の不備は國家が其貧市を特別補助するの外なく、富市が其方に應じて施設の改良を爲すに至ては別に抑制すべき筈のものではない。

(註二三) 之につきシユワルツはいふて居る。曰く、地方の資本利子税に對して今日往々にして高調されたる非難は、其採用が富市を、其財政に於て一層強大ならしめ、之によりて貧市と富市との間の懸隔を此迄よりも一層大ならしむといふ考から生ずると。ランツベルグも、利子税ではないが、財産税の附加税に關聯して、單に義務者の住處にて行はる、課税が、租税力大なる市を特に有利とすべしといふて居る。

第三段 折衷説と其批評

(一) 折衷策としては

(A) 此税の附加税を認めて其程度を土地家屋營業の負擔の半額度とするの案があり得る。此事は實例もある(註二四)。

(註二四) ヴェルテンベルヒが然うであつた。バイエルンでも、地租家屋税營業税は國家的賦課の二倍半、資本利子税は國家

的賦課の一倍半といふので略ぼ同様の事が行はれて居た。²⁴⁾

(B) 他の方法は、資本利子税を直接に地方をして取らしめず、國家の取つた其稅收入の一定部を地方に交付するものである。其に實例もある(註二五)。

(註二五) アンハルトに行はれた。²⁵⁾

(二) 其批評——前二方法は、何れも或度まで採否、兩説の立場を斟酌し、前者は二者の中間を行かんとするものであり、後者は特に地方間の爭奪戰を避けしむるもので、何れも一應の道理はある。けれども主義が徹底せず、又後者によりても地方間の爭を全く無くすることが出来ると思はれない。遺憾なるものが尙殘る。

結 論

以上要之、資本利子税の地方附加課税の肯定、否定、更らに折衷共に相當の根據があり、何れも聽くべきものと思ふが、併し其議論の中には屈伸性に富むものもあつて、斷定し難きものがあり、結局、租稅配分の根本問題により最後の決定を爲すの外なく、此見地よりしては否定の方が有力であり、我國の實際制度は之に合ふものと思ふ。

24) Birnbaum, Gemeindlichen Steuersysteme. S. 227. Eheberg, a. a. O. S. 699.

25) Birnbaum, ebenda. S. 134.